平成２４年（フ）第１２８２８号
東京都大田区大森本町２丁目９―９　みかさ荘１号室
債務者　植松　　晃
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８５２号
東京都荒川区荒川３丁目61―５―202
債務者　西原　勝仁
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８８０号
千葉県佐倉市西志津８丁目１―12―２Ｆ
債務者　田代　洋一
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９号
熊本県山鹿市山鹿1469番地２
債務者　大谷　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
沖縄県宜野湾市喜友名１丁目24番２号
債務者　新垣　清美（旧姓安里）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２１３号
沖縄県うるま市字宮里202番地４　１Ｆ
債務者　大城　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３０号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1331番地１　下町Ａ団地Ｂ棟１号、住民票上の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1623番地21
債務者　本川　龍子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第２０３号
北海道河東郡音更町北陽台７番地　公住34号
債務者　石川　　航
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７３６号
東京都青梅市河辺町８丁目２番地の６第２清和マンション201号室
債務者　立川　　洋
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７３７号
東京都青梅市河辺町８丁目２番地の６第２清和マンション201号室
債務者　立川すみ子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７０号
東京都町田市忠生３丁目６番地96
債務者　穂積三代子（旧姓是永）
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２８５８号
東京都杉並区高円寺北１丁目８―11―201
債務者　山地涼太郎
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２２５号
千葉県松戸市日暮１丁目７番地の２
破産者　潮商事有限会社
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３４２号
千葉県我孫子市湖北台８丁目１番１―203号県営住宅
破産者　塚本　晴夫
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４２１号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3622番地の23
破産者　齊藤　茂雄
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３２０号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目14番47号
破産者　有限会社伊藤佛檀店
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４９号
兵庫県西宮市室川町４番20号
破産者　株式会社かわかみ
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係